

項目	内容	本市の対応・考え方
1	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>地方裁量型認定こども園のみ認定のハードルを高くするような要件の付与は理解できない。平成30年12月1日時点で地方裁量型認定こども園の設置がゼロということは、認定こども園の多様性に欠けており、より多くの市民のニーズに応えられていないことになる。このような状況からも多様性を増やす必要があり、地方裁量型認定こども園の認定を推進すべき状況であり、その認定要件を増やすことは現状に逆行している。地方裁量型認定こども園の認定要件について再検討していただきたい。</p>	<p>本市における認定こども園の認定要件（案）の検討に当たっては、県からの権限委譲であることを踏まえ、基本的に県の要件を踏まえることとしましたが、幼稚園や保育所の認可を持たない地方裁量型認定こども園については、現在市内（県内）において認定の実績がなく、利用する子どもの安全や認定こども園としての一定の質の確保を図るとともに、公費による適正な施設運営を担保するために、本市独自の認定要件の設定を考えたものでした。</p> <p>この地方裁量型認定こども園の要件については、多様な視点から、様々なご意見をいただいております。</p> <p>子どもの安全の確保等は最優先としつつ、いただいたご意見を参考に、認定要件について再検討することといたします。</p>
2	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>地方裁量型認定こども園の利用定員の要件について、何故保育を必要とする子どもに限定する必要があるのか。保育の必要性は第三者の基準であり、本来、保育が必要か必要でないかは保護者の判断である。本来の保育の必要性の意味合いから、片親が就労していなくても保育を必要とする親は大勢いる。「一定の集団を確保」とあるが、このように限定することでは多様性が失われると思う。</p>	
3	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>地方裁量型認定こども園の利用定員について、保育を必要とする子どもに限定されているところが不公平に感じる。共働き世帯が目立ちがちであるが、専業主婦も育児孤立になりがちで精神的にも大変な部分がある。子どものいる世帯を温かく見守ることで、少子化問題回避にもつながると思う。</p>	
4	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>地方裁量型認定こども園の設置者、利用定員、屋外遊戯場についての3点が、国・県の基準には規定がないにもかかわらず、秋田市としての基準を設ける理由が不明確で、新規で参入したいと考えている法人等にはハードルが高いように感じる。</p>	
5	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>教育・保育のサービスを市民として受ける場合、保護者が就労している・いないにかかわらず、保育時間、給食、送迎、教育・保育理念等、その家庭の状況等に合わせて選べるということは大事なことだと思う。選択肢が多くあるというのは、保護者それぞれの子育てや教育スタイルが受け入れられる子育てしやすい街としての魅力アップにつながるのではないかと感じる。一定の質の確保、または現在運営されている認定こども園と基準を揃えるという意図もあるかと思うが、より広く、保護者の教育・保育ニーズに応える意味で、地方裁量型認定こども園の認定基準を国もしくは県の基準と同等もしくは下げることも必要かと思う。</p>	
6	<p>地方裁量型認定こども園の要件について</p> <p>教育・保育の質の向上は、各園が努力・工夫すべきところではあるが、市としては多様な教育・保育を各家庭の方針により選ぶことができるという形をつくるのが市全体としての教育・保育の質の向上となることを忘れてはならない。</p>	

7	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園は、ほかの3枠（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）とは違い、認可外保育施設枠となるため、通常だとハードルを国基準から緩和することはあっても、あげるとは他県ではあまりないと思われる。これまで秋田県が国と同じ基準で進めてきたということは、問題がないと考えたからと思われる。秋田の地域に合わせた特色ある園の新規参入を排除し、子育て世帯の教育・保育の選択肢を減らしてしまうことになっているように受け取れる。
8	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園について、幼保連携型のような基準にする必要はあるのか。3歳以上からを対象とする（幼稚園機能に重きのある）施設があっても良いのではないか。
9	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園は、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための条件だったはずであり、「秋田らしい、秋田でしかできない、秋田だからできる」そんな新しい取組に前向きな条例ではいけないのか。
10	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園の設置者の要件として、国が設置した基準なら、市独自で高くする必要はないのではないか。
11	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園の認定要件について、国や県よりも厳しい条件を付ける意味はどこにあるのか。市として子育て支援に力を入れるつもりがないのかと疑わざるを得ない状況で愕然としている。
12	地方裁量型認定こども園の要件について	市としてより良い保育環境を保ちたいということなのだと思うが、条件が厳しすぎて新規の参入を疎外する要因になるのではないか。
13	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園の設置者および利用定員の要件については、国の基準に合わせて撤廃すべき。
14	地方裁量型認定こども園の要件について	少子高齢化のなかで人口減少が進むからこそ、「多様性」を大事にしていかなければならないのではないか。秋田市の特色を活かした幼児体験をさせられる「希少な団体」であるからこそ、その数少ない「多様性」を行政が大事にすべきであり、地方裁量型認定こども園にかかる基準について修正をもとめる。

15	地方裁量型認定こども園の要件について	秋田市特有の施設ができることにより、新世代の移住者が増えれば人口の減少につながると思う。
16	地方裁量型認定こども園の要件について	少子化が進む本県においてこそ、多種多様な幼児教育環境を想定し、支援の幅を広げることができないか。
17	地方裁量型認定こども園の要件について	地方裁量型認定こども園の要件では、利用を希望している施設が地方裁量型認定こども園の認定を受けられないこととなり、経済的に、入園を再考しなければならなくなる。
18	地方裁量型認定こども園の要件について	現在、市内で秋田の自然環境を活かした子どもの自主性や個性を尊重する教育・保育サービスを利用しているが、現在、保育料は県や市の援助を受けられず、全て自費で賄っており負担が大きい状態である。
19	地方裁量型認定こども園の要件について	現在利用している親子サークルや、今後入園を考えている施設については、きちんと税金を納めていても無償化の対象にならないので納得いかない。これから消費税も上がると家計もくるしくなり、希望する施設をあきらめなければならない。
20	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員を20人以上とすることは、大きな事業所を増やす目的で定めているのか。少人数できめ細かく見てほしいという保護者もおり、利用者の選択に幅を持たせることが地方裁量型認定こども園の役割であり、魅力である。魅力的なこども園が増えることにより、子育て世代の増加を促し、地域の活性化につながると思う。
21	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員の要件について、何故保育を必要とする子どもに限定する必要があるのか。保育の必要性は第三者の基準であり、本来、保育が必要か必要でないかは保護者の判断である。本来の保育の必要性の意味合いから、片親が就労していなくても保育を必要とする親は大勢いる。「一定の集団を確保」とあるが、このように限定することでは多様性が失われると思う。最低でも20名以上の受入れを行ってほしいということならわからないでもないが、待機児童は多くないと把握している。小学校への接続のため一定の集団として20名を確保するというのであれば、定員が20人を超えていればなんら問題はないと考える。特に年齢が小さいほど小さな集団の中の信頼関係の下で人間関係を学ぶことが望ましいことは、多くの研究でもあきらかである。教育・保育にかかわらず、0～6歳で20名の定員よりも3～6歳で20名定員の方が小学校接続に向けての配慮としては適切である。

22	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、2号3号の待機児童解消を一つの理由に保育を必要とする子どもの利用定員を多く設定する条例案である一方で、認定は5年間認めないというのはとても矛盾しており、待機児童を解消する努力をしていないとも受け止められる。
23	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、地方裁量型認定こども園は幼稚園機能と保育所機能を兼ね備えた施設であり、教育時間帯は1号認定の子どももいるので、集団はしっかり確保されている。よって1・2・3号合わせての施設定員20名以上にするということが良いのではないかと。
24	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、子どもの個性や性格によって集団ではなく少人数で過ごすことが適している子どももいることから、大型の既存園で対応できないような少人数だからこそその教育・保育を行う園があって保護者が選択できるようにすることも必要だと思う。
25	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員を多くしたり、2号3号認定ばかりが増えると、ただでさえ保育士確保が難しい中で、人員を確保できず、運営が安定しないと予測されることから、1・2・3号合わせての20名以上という利用定員を認めるのが良い。
26	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、保育を必要とする人数が20人以上いなくても良いのではないかと。
27	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型の利用定員の要件に関しては、1号にも選択肢の多い、子育てに力を入れた秋田市をつくってほしい。
28	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場について、100%事故の起きない環境をつくることは不可能であるからこそ慎重な安全管理が必要になってくると思うが、子ども自身が危険を知らないまま育つと、自ら自分の身を守る力が身につかないまま成長することになる。子どもの真の成長を考え、屋外遊戯場という子どもの「遊び場」の設置基準について再度検討してほしい。
29	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、施設の広さの確保が難しいことを考えると、2号3号の利用定員を20名以上と決めなくても良いのではないかと。

30	地方裁量型の利用定員に関する要件	地方裁量型認定こども園の利用定員について、2号3号認定の利用者を増やすことは確実に保育士の負担を増やすことになるが、小規模な事業者にとっては人員確保が難しく運営にかかわる問題となる。国が定める基準と合わせ、1号2号のみの受入れ可能としても良いのではないか。
31	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場を園舎と同一敷地内に設けることについては、地方裁量型であるからこそ、もっと自由な運営ができるように設定してほしい。秋田市には魅力的な屋外施設、自然がたくさんあり、そういったものを利用することで秋田市の公共施設への投資を有効活用できると思う。そうなれば子育て世代以外の市民にとっても有益である。
32	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場の要件について、幼稚園の基準と同様にするとのことであるが、これは本末転倒であり、そもそも地方裁量型という地域の特性を活かせる区分で幼稚園の枠に縛ってしまうことが理解できない。
33	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場の要件については、近隣の公園でも可としてはどうか。公園の利用頻度があがる。公園の利用者は日中ほとんど見受けられず、せっかくのスペースがもったいない。また、公園に通うことで道路の安全な歩き方が学べる。公共バスが近くを通る場所などに施設ができれば、県外出身者などで車の運転に自信のない人も利用しやすくなる。
34	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場の要件について、敷地内又は隣接であることは望ましいが、地方裁量型認定こども園のみにこれを適用するのは、地方裁量型認定こども園の参入を難しくさせるためだけでしかない。教育・保育の質と子どもの安全を考えて、この要件を市条例にすることであれば、保育所にも当然同様の要件を付けなければならない。
35	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場について、代替地が認められる保育所型認定こども園と差をつけたのは何故か。移動に安全が確保されるのであれば、保育所や保育所型認定こども園と同じように、近隣の公園等の代替地で認めても良いと思う。
36	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場の要件について、保育所型は代替地が認められていることと、地方裁量型では認められないことの条件の違いをしっかりと示してほしい。
37	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場について、園舎と同一敷地内又は隣接地とする一方で、保育所型は近隣地の代替地でも可とするのは何故か。

38	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場について、園舎と同じ敷地内に設けるべきとしたのは何故か。幼稚園と同様の基準としたとのことであるが、子育てに多様性を求められる中、そもそも、幼稚園とは違う施設運営や保育のあり方を目指そうという地方裁量型において幼稚園と同じ基準にすることは理解できず、撤廃すべきである。
39	地方裁量型の屋外遊戯場に関する要件	地方裁量型認定こども園の屋外遊戯場の要件について、小規模事業者には厳しいハードルであり、日々基本的に保育活動を近隣の公園や森、畑と言ったフィールドで行うのであれば、屋外遊戯場にこだわる必要はないのではないかと。
40	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の条件として、事業実施を5年以上というものは厳しすぎる。保育施設が不足している中、5年以上という条件は不要ではないか。各事業者や施設、教育方針等を個々に指導、評価することで対応できないか。
41	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、教育・保育を提供する施設や事業を5年以上実施して立入調査も受けることは、実質的に新規参入を拒んでいるように感じる。教育・保育に携わらない者が参入することは想定できないので、このような要件を設けなくても、例えば県の「認定こども園サポート事業」を受けるなどして、「教育・保育の質の保証」を確認していけばいいのではないかと。
42	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、「立入調査を5年以上受けていること」は、教育・保育の質を高めるために国が認可外保育施設をできるだけ早く、多く認可園にしてゆくことを支援する施策を行っていることに反し、運営が不安定なままの状態を長引かせることとなり、国の意に反していると考えられる。質の確保と適切な運営を担保するためには、いち早く認可又は認定園にすることを支えるのが地域行政の役割である。この要件は、子どもの安全や保育の質を先送りにする以外の何物でもなく、しいて言えば新規参入をしにくくさせるためと考えられ、既存園と行政との「教育の談合」ではないかと思うほどである。
43	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、秋田県はこども園の認可に向けてサポート事業を行っており、中核市以外の市町村は1～2年の期間で準備が整えば県はこども園として認定しているのに、同じサポート事業を受けて準備が整っても秋田市では5年以上実績がなければ認定しないというのはなぜか。準備が整い認定こども園となっても、県は必要であればサポート事業を継続してくれるし、行政の監査も毎年入るので、5年も待たせなくてもいいのではないかと。

44	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件を5年以上の事業実績があることとすると、今秋より始まる幼児教育無償化において、認定こども園であれば無償化の対象となるが、認定こども園になれない施設の1号認定にあてはまる子育て世帯は無償化の対象外となってしまいます。同じ市民でも支援が行き届かない家庭や子ども達、子育て世帯を市が作ってしまうこととなるが、その5年という長い期間、無償化の補償を秋田市としてどのように考えているか。認可外保育施設として運営させるのであれば、その5年間についても秋田市独自の条例を作り、認可外保育施設の1号認定の世帯の無償化を市が補償してあげなければ、教育・保育を平等に受けさせるために国が制定した幼児教育無償化が成り立たず、さらには秋田市が逆行することになり、不平等になると考える。また、新規参入し、教育・保育への想いを持って行おうとする認可外保育施設が、一切行政からの金銭的支援もなく5年間安定した運営を継続するのは難しく、閉園に追い込まれる等したときは、市としてどのような責任対応を考えているか。	
45	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、5年以上の実績という要件がなくても準備が整っていれば良いのではないか。	
46	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、そこに通う子ども達の安全安心を守れない設置者の参入は拒むべきであるが、真摯に認定を受けようと考えているものにとって、経験が無いという理由だけで、全くスタートラインにも立つことができないというのは、非常に残念な内容である。たくさん選択肢があるべき。規制を設けるならば、「これまでどうであったか」よりも、「これからどうするの」という部分を厳しく判断して、まずはスタートラインに立つ機会を与えていただきたい。	
47	地方裁量型の設置者に関する要件	地方裁量型認定こども園の設置者の要件について、秋田市以外の県内市町村では1～2年程度の準備期間が整えばこども園の認定が得られるのに、秋田市だけが5年以上の実績を要するのは何故か。今秋より幼児教育無償化が実施される中、地方裁量型認定こども園の設置を目指す団体およびその利用家庭においては、長期にわたり補償が受けられないことになる。	
48	その他	子どもを預ける親には保育料の補助があったり、10月からは無償化となるが、家庭で子育てをしている親への補助も手厚くしてほしい。	現在本市で実施している在宅子育てサポート事業など、ご家庭で子育てをしている家庭への支援事業等を進めてまいります。
49	その他	障がい児の受入れが難しい施設や、受入れが可能な場合は何歳児ならば受入れが可能か等の情報を、市のホームページで確認できれば、保護者の行動も心身の負担も減らすことができると思う。療育現場と教育・保育の現場の意識が歩み寄れるよう働きかけてほしい。市が行政として働きかけられる認定こども園から、障がい児も共生していける環境が創り上げられることを願う。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。

50	その他	これまでの県の認可・認定については、新しい制度ということでかなりハードルの高い視点で行われており、秋田市においても、要件を下げることなく「子どもにとってどうなのか」という視点を求めている。いただきたい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
51	その他	これまで秋田市は、保育所行政を長年行ってきたことから、どうしても視点が保育所行政の立ち位置で行われていると感じている。市のこれまでの保育所行政に加え、新しく幼稚園としての教育・保育行政が求められたときに、どうしても施設設備・保育者数・書類等が整っていれば認可されることに疑問を感じる。認可の審議委員が申請先の園に出向いて、実際に目にしたものを審議会で報告するシステムとしてはどうか。本来の子どもの日々の生活のためにも、人・もの・ことが三拍子揃った園にするべく、その要件を整える秋田市であってほしいと思う。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
52	その他	秋田市独自の基準は良いと思う。子どもにとって本当に良い環境が整えられてゆくと良い。	案に賛同いただけるご意見として承りました。
53	その他	本市独自の基準を設けるのは良いことである。	案に賛同いただけるご意見として承りました。
54	その他	屋外遊戯場については、保育所型認定こども園についても園舎と同じ敷地内又は隣接地に設けることという基準にすることを提案する。	保育所型認定こども園については、既存の保育所から移行する施設であり、園舎と同じ敷地内又は隣接地において必要な園庭面積を確保できない施設もあることから、案のとおりとしますことをご理解くださるようお願いいたします。